

これまで（～9月）

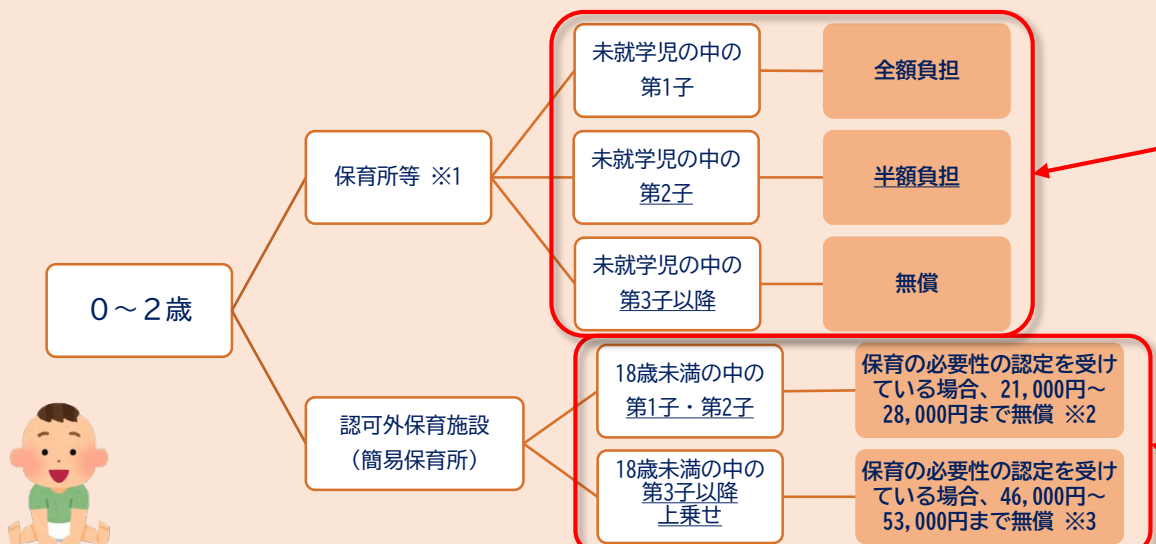
これから（10月～）

■ 第2子の考え方

国のルールにより、無償化の対象を決めるにあたって、「第1子、第2子...」といったこどもの数え方は、「その世帯における未就学児のみ（認可外保育施設等においては18歳未満のみ）を数える」こととなっていた。

そのため、小学校以上の兄弟姉妹が何人いても、「未就学児の中で1人目だと第1子、未就学児の中で2人目だと第2子...」となり、無償化される範囲が限定的であった。

■ 無償化の対象

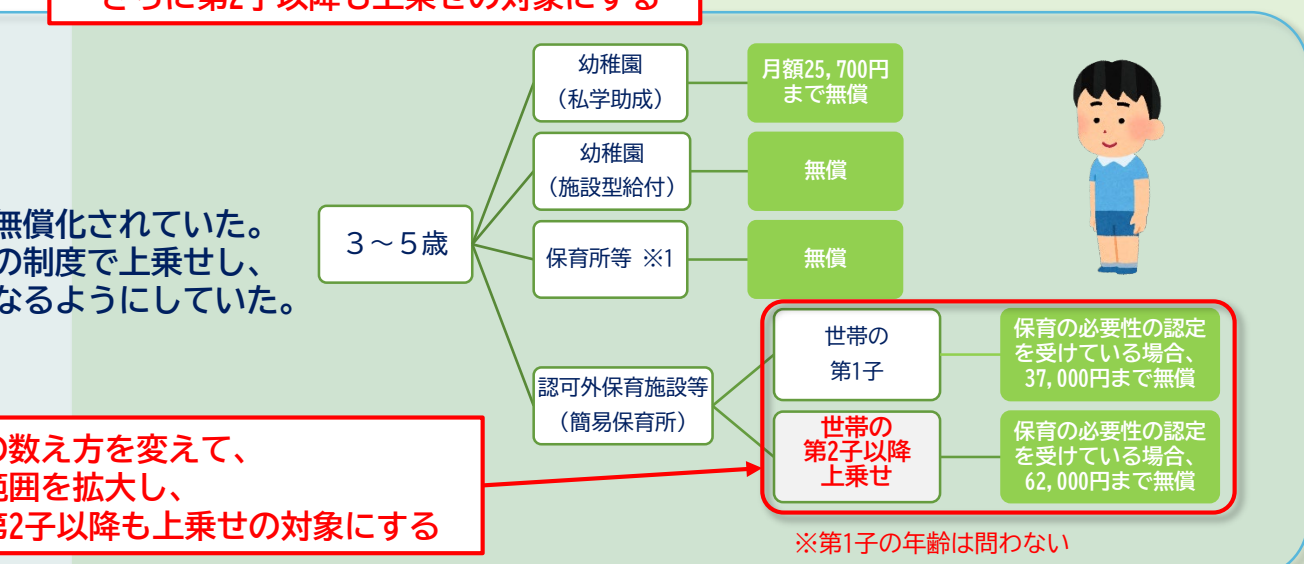
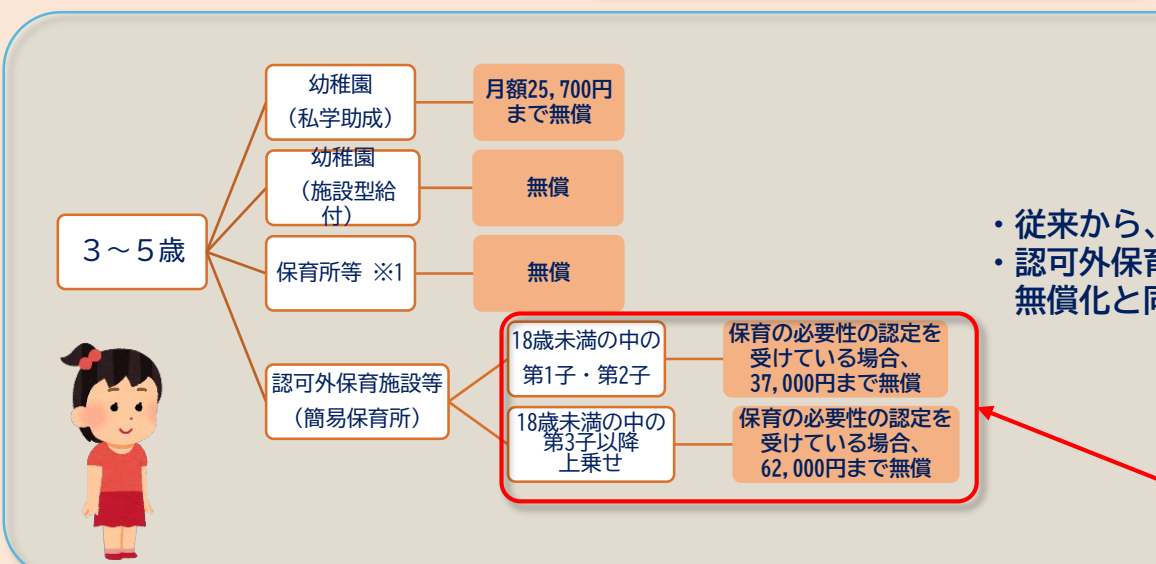
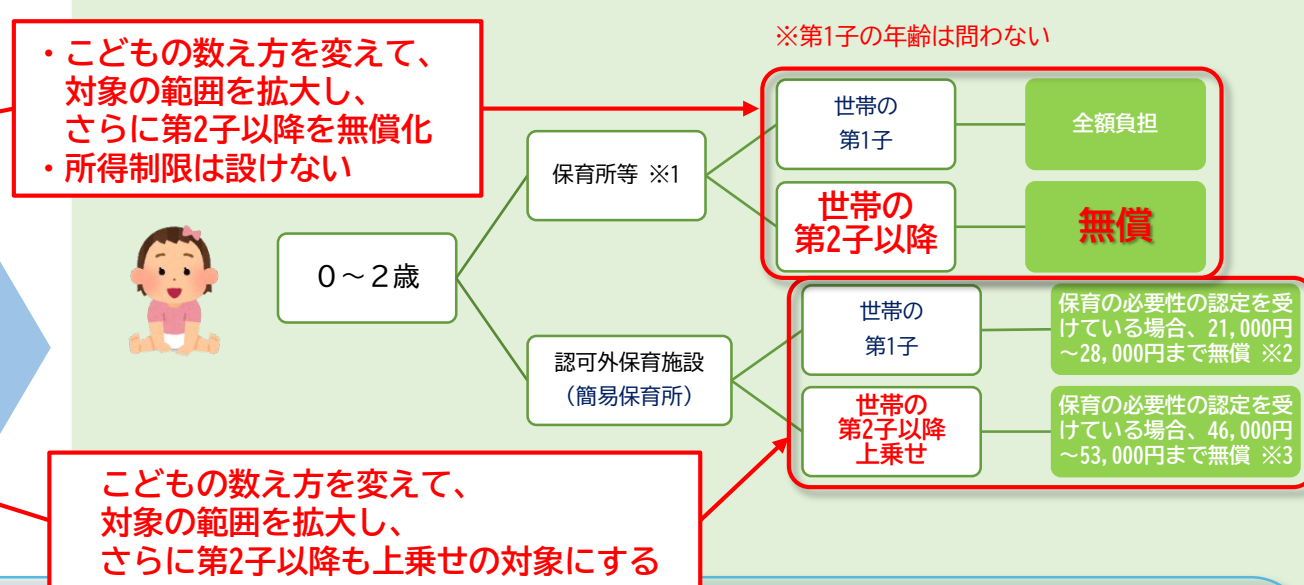


■ 第2子の考え方

市川市として独自のこどもの数え方として、「兄弟姉妹が小学校以上であっても、その世帯のこどもの数に応じて、第1子、第2子...と数える」こととした。

これにより、これまで小学生以上の兄や姉がたくさんいても半額負担や無償化の対象とならなかった弟や妹が、第2子以降保育料無償化の対象となる。

■ 無償化の対象



・従来から、国の制度で無償化されていた。
・認可外保育施設は、市の制度で上乗せし、無償化と同等の補助となるようにしていた。

こどもの数え方を変えて、対象の範囲を拡大し、さらに第2子以降も上乗せの対象にする

※1 保育所、認定こども園、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業が該当
 ※2 市民税非課税世帯は、42,000円まで無償
 ※3 市民税非課税世帯は、67,000円まで無償

<お問い合わせ先>
 市川市こども部こども施設入園課 課長 富永
 Tel: 047-704-0255